

第3章

教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等

1 基本方針

障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重しあう共生社会の実現にむけ、障害のある児童生徒の発達・成長のため、早期から一人ひとりの障害の状況と成長段階、教育的ニーズに応じて、合理的な配慮を含め必要な支援のもと可能なかぎりきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

教育の分野では、インクルーシブ教育システム¹において、障害のある人とない人が可能な限り、ともに教育を受けることができるように推進していくとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを構築することが重要です。

「発達障害者支援法」の施行により自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害である発達障害について対応が求められています。発達障害については、早期発見・早期療育が重要なことから、関係機関と連携し、必要な療育が受けられるよう療育機関の機能強化が必要です。

さらに、生涯にわたって学習する機会の確保や障害のある子どもに配慮した施設のバリアフリー化を推進することも重要です。

スポーツ・レクリエーション、文化活動は、人間形成の面からも、生活の質を高めるためにも、さらに、心身の健康という点からも大切です。障害のある人にとってもこれらの活動は全く同じで、やりがい・生きがい・楽しみのある充実した生活の展開になると同時に、心身機能の維持・向上に寄与し、生き生きとした地域生活の実現につながります。従って、これらの活動の機会が限られがちな障害のある人のために活動の機会を十分に確保し、活動を通して社会参加を促進することは非常に重要な課題です。そのため、スポーツ・レクリエーション、文化活動に日常的かつ自主的に取り組むことができるよう、その環境を整備し、これらの活動を推進する必要があります。

また、障害のある人がこうした活動を通して社会に参加することは、地域社会における障害のある人への理解の促進にもつながります。

これらの活動に加え、国際交流活動への障害のある人の参加の支援方策の充実や、学校教育の場で国際交流活動の機会設定などの必要があります。船橋市は、現在、海外の3都市と姉妹・友好都市を結んでおり、障害のある人を含めた市民レベルの国際交流を、今後も推進することが大切です。

¹自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) インクルーシブ教育システムの構築
- (2) 教育環境の整備
- (3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
- (4) 障害のある人などの国際交流の推進

2 現状と施策の方向性について

課題（1）インクルーシブ教育システムの構築

項目	現状	施策の方向性
1. 就学相談の充実	特別な教育的ニーズのある幼児の就学について、こども発達相談センター等療育施設と連携を図りながら、就学相談会、就学指導委員会を開催し、適切な就学についての支援をしています。	幼稚園・保育園等に就学相談会、就学指導委員会を周知し、適切な教育が受けられるよう保護者からの就学相談に応じます。 [担当課] 総合教育センター
2. 教育相談の充実	市内の全小中学校に特別支援教育コーディネーター ² を指名し、各校及び保護者からの教育相談に応じています。 また、学校担当が各学校を訪問し、指導しています。	学校生活、家庭生活、障害に関する問題の相談や助言を行うため、特別支援教育コーディネーターの支援や各校の教育相談の充実を図ります。 [担当課] 総合教育センター
3. 進路に関する相談支援の充実	公共職業安定所との連携のもと進路対策委員会を通して進路の取り組みを支援しています。	産業現場等における実習についての情報共有などを図り進路指導の充実などを図ります。 [担当課] 総合教育センター

²各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っています。

項目	現状	施策の方向性
<p>4. 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実</p>	<p>①在籍する児童生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な指導が行えるよう個別の教育支援計画や個別指導計画・個別の移行支援計画の作成の手引きを配布し教育の充実を図っています。</p>	<p>①個別の教育支援計画や個別指導計画・個別の移行支援計画を校長会議・教頭会議、コーディネーター研修会等の機会を通して周知し、活用の推進を図ります。</p> <p>[担当課] 総合教育センター</p>
	<p>②特別支援学級や通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で、支援を必要とする場合には支援員の配置を行っています。</p>	<p>②障害のある児童生徒数が増加していることから、安全の確保や学校生活支援のため、必要に応じた支援員の配置をしていきます。</p> <p>[担当課] 総合教育センター</p>
<p>5. 通級指導教室における指導の充実</p>	<p>①通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、よりよい支援を行えるよう、小・中学校における通級による指導を推進しています。発達障害通級指導教室には、その内容の充実を図るため、通級指導教室指導員を雇用し、通級指導担当教員と協力し、指導を行っています。</p>	<p>①通級指導教室による指導の充実を図るほか、各通級指導教室において障害の特性に応じた設備の整備を行っています。</p> <p>[担当課] 総合教育センター</p>
	<p>②障害のある児童生徒に対して障害の特性に応じた教育を実施するため通級指導教室の設置に取り組んでいます。</p>	<p>②障害のある児童生徒の増加しつつある現状を踏まえ、障害のある子もない子もともに学べるよう通級指導教室を設置していきます。</p> <p>[担当課] 総合教育センター</p>

項目	現状	施策の方向性
6. 通常の学級における指導の充実	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導を充実するため、校内体制の整備を図るとともに、専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣を行っています。	専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣により、通常の学級における障害のある児童生徒の指導の充実を図ります。 [担当課] 総合教育センター
7. 訪問指導の充実	けがや疾病により療養中、また通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、訪問指導を行っています。	訪問指導が長期にわたる場合においては、学習の遅れが出ないように、学校との連絡を密に取り、支援計画を作成する等の手立てを講じていきます。 [担当課] 指導課
8. 学生ボランティアの活用	学生支援ボランティア派遣事業の実施により、学生ボランティアによる特別な支援を必要とする児童生徒の支援を行っています。	学生ボランティアによる支援の状況を把握し、近隣大学へのボランティア依頼等により、更なる支援の充実を図っていきます。 [担当課] 総合教育センター
9. 校外活動の充実	学校での校外活動を通してさまざまな体験を学ぶことから、小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業を行うなど学校における校外活動の充実を図っています。	障害のある児童生徒の日常生活・集団生活に必要なルールを学び、好ましい人間関係や他校との交流などの推進を図りながら校外活動等を実施します。 [担当課] 総合教育センター
10. 産業現場等での実習の充実	主体的に進路を選択できる力を身につけるために、特別支援学級の中学3年生及び特別支援学校の中学3年生・高等部の全生徒に産業現場等における現場実習を行っています。	校内での作業学習の充実、産業現場等における実習を充実させていきます。 [担当課] 総合教育センター

課題（2）教育環境の整備

項目	現状	施策の方向性
1. 特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校コーディネーターによる小中学校への出張相談や教員の研修会の講師を行うなどの連携を行っています。	特別支援学校との連絡会を設け、定期的に連絡をとり、状況を把握する等の連携を強化していきます。 [担当課] 総合教育センター
2. 発達障害理解のための職員の研修の充実	発達障害の理解促進のため、保育園、幼稚園、関係機関職員を対象とした「発達支援のための講演会」などを行っています。	幼稚園・保育園等の職員に対して、専門職による支援方法の指導や講演会などを行います。 [担当課] 療育支援課
3. 巡回相談の充実	こども発達相談センター ³ の専門職職員等が幼稚園や保育園等にて巡回相談を行うことにより地域での子どもの発達に対する指導力向上を図っています。	専門職職員が巡回相談を行い、幼稚園や保育園等での生活がよりスムーズにいくよう、更なる指導力の向上を図っていきます。 [担当課] 療育支援課 総合教育センター
4. 教職員への研修の充実	特別支援学級担任研修会や、小・中学校教育研究協議会の特別支援教育部会等を通し、教職員の研修を行っています。	在籍する児童生徒の一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応するため、更なる教職員の研修を行います。 [担当課] 総合教育センター

³落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない等のお子さんの発達に関する心配事の相談に応じています。

項目	現状	施策の方向性
5. 特別支援教育コーディネーター等相談担当者への研修の充実	就学相談・教育相談を専門に行うため、特別支援教育コーディネーター等への指導力向上のため研修会を行っています。	年間の研修計画の中で、経験別、地域別等内容を工夫するなどしながら研修を行っていきます。 [担当課] 総合教育センター
6. 学校施設・設備の充実	①教育効果を高めるため、特別支援学校及び特別支援学級について、児童生徒数を確認しながら毎年計画を策定し、計画的に学校の施設・設備の整備を図っています。	①特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が見込まれるため、動向を見ながら特別支援学校の改修や特別支援学級及び通級指導教室の設置を検討していきます。 [担当課] 総合教育センター 施設課
	②通常の学級に在籍する肢体不自由などの児童生徒のために、障害の状況に合わせた施設・設備の改善を図っています。	②就学1年前から行う就学相談にて、障害の状況の把握などを行っているが、設備の整備の準備を行うためにも、より早期からの就学相談についても検討していきます。 [担当課] 総合教育センター 施設課
	③大規模改造事業及び校舎改修事業に当たって、各校の改造・改修の状況を踏まえながら、障害のある児童生徒に配慮した整備を行っています。	③増改築時や障害のある児童生徒の状況を踏まえて、エレベーター・多目的トイレ等のバリアフリー化を図ります。 [担当課] 総合教育センター 施設課

項目	現状	施策の方向性
7. 公民館などの施設の充実	老朽化等による公民館等の建替えにあたり、障害のある人に配慮した整備を行っています。	今後も公民館等の建替え時にバリアフリー化を進めていくとともに、建替え予定のない2階以上の公民館にエレベーターを設置していきます。 [担当課] 社会教育課

課題（3）文化芸術活動、スポーツ等の振興

項目	現状	施策の方向性
1. スポーツ、文化施設の整備の推進	スポーツ、文化施設について、障害のある人の参加・利用に配慮した整備に努めています。	障害のある人に配慮したスポーツ、文化施設の整備を推進していきます。 [担当課] 生涯スポーツ課 文化課
2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	①障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業を実施しています。	①スポーツ、レクリエーション及び文化事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大する等、障害のある人の社会との交流を更に促進していきます。 [担当課] 障害福祉課 文化課 生涯スポーツ課 公民館

項目	現状	施策の方向性
2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	②市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の開催に当たり、車イス利用者の優先入場や参加者のサポート体制を整えるなど障害のある人の参加に配慮しています。	②参加者の状況に応じた更なる配慮を行い、スポーツ・レクリエーション、文化事業を開催していきます。 [担当課] 文化課 生涯スポーツ課 公民館
3. 千葉県障害者スポーツ大会への参加促進	千葉県障害者スポーツ大会への参加の勧奨を広報ふなばし等を利用し行っています。また、特別支援学校や障害者施設に対しても案内を送付しています。	より多くの障害のある人の参加促進のため、広報ふなばしへの掲載や特別支援学校及び障害者施設に対する案内送付とともに、ホームページ等により、更なる周知を図っていきます。 [担当課] 障害福祉課
4. 作品発表の場の提供	障害者週間記念事業において作品展を開催するなど障害のある人の作品発表の場を提供しています。	ホームページ、広報ふなばし、チラシ等により、作品展の更なる周知を図り、より多くの方に鑑賞して頂けるよう努めます。 [担当課] 障害福祉課
5. 障害のある人を指導するスポーツ・レクリエーション指導者の確保	指導者を育成している団体の活動に対する後援承認などにより、スポーツ・レクリエーション指導者やボランティアの育成を支援しています。	リハビリテーションの一環として、スポーツ・レクリエーションを行う指導者育成団体の活動への支援を通じて、指導者の確保に努めます。 [担当課] 障害福祉課
6. 精神障害者のレクリエーションや創作的活動等の充実	船橋市地域活動支援センターが行う事業の一環としてレクリエーション、創作的活動などを推進しています。	(仮称)保健福祉センターへの移転とともに、更なる事業の充実を図っていきます。 [担当課] 保健予防課

項目	現状	施策の方向性
7. 地域スポーツリーダーへの障害のある人の理解の浸透	地域スポーツを推進するスポーツ推進委員やふなばし市民大 学校スポーツコミュニケーション学科の学生などに、講義などを通して障害のある人への理解の浸透を図っています。	地域のスポーツリーダーに対して障害のある人の理解の浸透を図ります。 [担当課] 社会教育課 生涯スポーツ課
8. スポーツ・文化活動を行う団体などへの障害のある人の受け入れ支援	スポーツ・文化活動を行う団体などからの求めに応じて、障害のある人のスポーツ・文化活動への参加に対する相談を受け、参加を推奨しています。	必要に応じて、スポーツ・文化活動を行う団体からの相談に応じ、障害のある人の受け入れを支援していきます。 [担当課] 障害福祉課
9. 一般市民団体による障害福祉施設への交流活動の支援	一般市民団体が自主的な活動の中で、障害福祉施設への訪問など交流活動を行っています。	必要に応じて、障害福祉施設の紹介をするなど、交流活動を支援していきます。 [担当課] 障害福祉課 文化課
10. 学校におけるスポーツ、文化活動の充実	障害のある児童生徒も障害のない児童生徒とともに、スポーツや文化活動に取り組めるよう、各学校に指導・助言を行っています。	障害の有無に関わらず、スポーツや運動に親しみ安全に留意しながら個に応じた活動が進められるよう指導していきます。児童生徒の興味関心を大切に、文化活動に主体的に参加できるよう助言していきます。 [担当課] 指導課 保健体育課

項目	現状	施策の方向性
1 1. スポーツ・文化活動への参加の促進	広報でのスポーツ・文化活動への参加の呼びかけ、有料公共施設の利用については障害のある人が利用する際に使用料を減免することで、スポーツ、文化活動への参加促進を図っています。	広報活動等により、更なる参加を呼びかけ、有料公共施設の使用料について減免することによりスポーツ、文化活動を促進していきます。 [担当課] 関係各課
1 2. 生涯学習への参加の促進	①障害者団体が公民館などを利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の参加の推進を図っています。	①障害者団体が障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際には、使用料の減免を通じて、生涯学習の参加を促進していきます。 [担当課] 障害福祉課 公民館 社会教育課
	②生涯学習情報冊子「楽しくまなぼうふなばし」を作成し、船橋市及びふなばし市民大学校や船橋市公園協会等で行っている、障害のある人のための生涯学習情報も含めた生涯学習情報を提供しています。	②障害のある人を含めた生涯学習情報を提供していきます。 [担当課] 社会教育課

課題（4）障害のある人などの国際交流の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 国際交流事業への障害のある人の参加の推進	姉妹都市との国際交流記念事業において、障害のある人も含む市民団体にて国際交流を行っています。	記念事業以外においても、障害の有無にかかわらず国際交流を実施していきます。 [担当課] 国際交流室